

本市における幼児教育・保育の質に関する考え方について

1 「幼児教育・保育の質」の定義

幼児教育と保育の基本的な事項は幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「要領等」という。）に示されているが、「幼児教育・保育の質」については、具体的に定義されていない。

今後、本市では、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育と保育の一体的な質の向上に向けて、乳幼児教育保育支援センターを中心に組み込んでいくことにしており、この取組の対象となる「質」の定義を明確にしておく必要がある。

2 本市が考える「幼児教育・保育の質」

質の視点	捉え方
教育と保育の内容	要領等や各園の方針を踏まえて、一人一人の子どもの現状や課題に応じるとともに、子どもの主体的な活動を確保した計画的な教育と保育の内容であるかどうか。
幼稚園教諭・保育士等	職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努め、知識、技術及び判断をもって、子どもとの信頼関係を十分に築き、実践することができる幼稚園教諭・保育士等であるかどうか。
子どもを取り巻く環境	園での生活や遊びにおいて、子どもの主体的な活動や発達を支えていく時間、空間、素材、自然、地域、人との関わりなどの環境であるかどうか。

3 乳幼児教育保育支援センターにおける主な取組と質の視点との関係

区 分		質の視点		
		教育と保育の内容	幼稚園教諭 保育士等	子どもを取り 巻く環境
主な 取組	(1) 乳幼児教育保育アドバイザーの育成・派遣	対象	対象	対象
	(2) 人材育成方針の作成等	—	対象	—
	(3) 県等と連携した圏域内全体の幼児教育・保育の質の向上	対象	対象	対象

4 主な取組により目指すもの

- (1) 乳幼児教育保育アドバイザーが、園等の実情に応じた指導・助言等を行うことや、保護者に向けた講演会などを行うことで、各園が自立的に人材育成や環境構成に取り組むことができるようになることや家庭の教育力の向上を目指す。
- (2) 人材育成方針等の作成により、幼稚園教諭・保育士等が年齢や経験年数に応じて自らのキャリアをデザインしながら主体的に学び続けることができる仕組みを構築することを目指す。
- (3) 広島県乳幼児教育支援センターや広島市私立保育園協会保育士サポートセンターとの連携により、各園等の抱える課題に応じた適切な支援を目指す。